

公契約条例制定検討に係る「中間のまとめ」(案)について

1 「中間のまとめ」の趣旨

平成28年10月に公契約条例検討委員会を設置し、公契約条例(以下「条例」という。)制定に向けた検討を開始した。条例制定に当たっては、事業者や労働者などへの影響が大きいことから、検討の過程でその状況を中間のまとめとして取りまとめ、関係者から意見聴取を行うこととする。

2 「中間のまとめ」の概要

中間のまとめに係る主な内容は、次のとおりである。

- (1) 条例制定に係る基本的な考え方
- (2) 条例で規定することを検討する項目とその内容
- (3) 条例の内容に係る主な論点
- (4) 条例制定に係る課題

※ 別紙1「公契約条例制定の検討について<中間のまとめ>(案)」参照

3 「中間のまとめ」に対する意見聴取

(1) 実施対象

目黒区内業者認定を受けている事業者等 260者

指定管理者 46者

事業者団体 2団体

労働者団体 4団体

(2) 実施方法

事業者団体及び労働者団体へは個別に説明を行う。事業者及び指定管理者へは郵送により行う。

4 今後の予定

平成29年2月下旬～3月	関係団体等への意見聴取実施
4月	意見聴取とりまとめ
6月	条例骨子案策定
7月	パブリックコメント実施
11月	第四回区議会定例会に条例案提出
平成30年度中	条例施行

以 上

(案)

別紙 1

公契約条例制定の検討について
＜中間のまとめ＞

平成29年2月

目 黒 区

目 次

はじめに	1
1 条例制定に係る基本的な考え方について	2
2 条例で規定することを検討する項目とその内容について	4
3 条例の内容に係る主な論点について	7
(1) 適用対象となる契約等の範囲	7
【 契 約 】	7
【 指 定 管 理 】	11
(2) 適用される労働者等の範囲	14
(3) 罰則等	16
(4) 労働報酬審議会	19
4 条例制定に係る課題について	20
むすびに	21
資料 条例制定までのスケジュール (予定)	23

はじめに

公契約条例については、平成21年9月に千葉県野田市で制定され、その後、23区でも条例や要綱による労働環境の整備などの取組みが進んでいます。

そうした課題に対しては、本区においても、これまで、入札における最低制限価格の設定によりダンピングを防止し、適正な価格で発注できる仕組みを工夫してきました。また、施工能力審査型総合評価方式を試行的に導入することで、公正な競争入札による経済性に配慮しながら、公共工事の品質を確保するなど、入札・契約制度の改善に努めてきたところです。

同条例に関しては、本区としてもその意義に鑑み、他自治体の情報収集を行いながら、外部有識者で構成される入札監視等委員会で論議していただき、これまで調査研究を重ねてきました。

労働条件の整備など労働行政に関わる施策については、本来国が果たすべき役割になりますが、現段階でさらなる具体的な施策の動きは見られません。

こうした国や公契約に関する新たな取組みを展開する他区等の状況などから、このたび本区でも一定の対応が必要と判断し、平成28年10月に公契約条例検討委員会を設置し、条例制定に向けた検討を開始することにしました。

条例の検討にあたっては、当事者となる方々のご意見をいただきながら進めていくことも大変重要となってまいります。そのために、同委員会では、検討の過程でその状況を一度整理し、資料としてまとめることが必要と考えました。

この「中間のまとめ」は、そうした趣旨から作成したものです。お目通しをいただき、ご意見をお寄せいただければ幸いに存じます。

1 条例制定に係る基本的な考え方について

条例の制定を検討するにあたり、まずはその前提となる区の基本的な考え方を整理しておく必要があります。現段階では、以下のような点を踏まえながら協議を進めているところです。

(1) 条例制定により目指すもの

条例の制定により、労働者の労働環境を改善し、事業者にとって優秀な人材を確保し易い環境等を整え、安全かつ良質な公共工事の履行や委託業務の執行などを通して、区民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目指します。

(2) 要綱等ではなく条例とします

この制度のねらいなどにおいては契約等の範囲を超える要素があり、区、事業者、労働者、区民が関わることから、行政の内規としてではなく、区による条例という形式の方がより相応しいと考えられます。

(3) 「考え方を示す」条例ではなく「規制内容を具体的に示す」条例とします

労働者の労働環境や事業者の経営環境の改善を図り、公契約に係る業務の質を確保していくなどの実効性を確保していくためには、条例で事業者等が守っていただくべき規定を明確に整備することが求められます。

そして、それらが遵守されているか否かを区が適切にチェックできる仕組みをつくとともに、受注者が従っていただけない場合などにおいては、条例の適用を受ける業務に従事する労働者等への救済と、違反行為をした当該受注者に対しての一定の措置が必要となります。

このため、目的や基本方針など公契約に係る一般的な事項に限定した条例ではなく、規制内容を具体的に示し、実効性を確保できる条例が求められます。

(4) 条例の施行状況を踏まえ見直しを検討していきます

条例の施行により、目的とする効果が期待される一方で、例えば、事務的及び財政的な負担（4 条例制定に係る課題について に後出）が新たに発生し、その対応が必要となります。

負担などの大きさは、事前に、正確に予想することはなかなか困難であり、制度を実施する中で、軌道修正を重ねていかなければならないことが想定されます。

したがって、本条例の制定においては、当初から範囲を広げ、網羅的に規定するよりも、はじめは一定の範囲にとどめ、実際に生じる課題についてひとつずつ解決を図りながら、順次制度の改善を検討していく方が現実的な進め方と考えられます。

2 条例で規定することを検討する項目とその内容について

以下は、条例において規定することを検討する項目とその内容についての例です。このうち、(※)が付されている「適用対象となる契約等の範囲」、「適用される労働者等の範囲」、「罰則等」、「労働報酬審議会」については「3 条例の内容に係る主な論点について」で整理をしています。

項目	内容
目的等	<p>条例を制定する目的や用語の定義、公契約に関する基本方針などを明らかにします。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区及び公契約の相手方となる事業者との対等な立場 ・条例の適用業務に従事する労働者等の労働条件の確保、及び事業者の経営環境の改善 ・公契約に関わる業務の質の確保 ・地域経済の活性化と区民福祉の向上
関係者の責務	<p>区や事業者が果たすべき役割について、以下の内容を定めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の責務 ・事業者の責務 ・法令遵守 ・労働者等の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備 ・受注者としての責任の自覚、法令遵守
適用対象となる契約等の範囲 (※) P7 参照	<p>条例が適用される公契約の範囲を定めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が〇〇円以上の工事請負契約 ・予定価格が△△円以上の業務委託契約 (例：施設管理業務、給食調理業務、警備業務など)

<p>適用される労働者等の 範囲 (※) P.14 参照</p>	<p>条例が適用される労働者等の範囲を定めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者に雇用されている者 ・下請事業者等に雇用されている者 ・労働者派遣法により派遣されている者 ・一人親方
<p>労働報酬の下限額</p>	<p>労働報酬の下限額を決める基準額等を定めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約については、公共工事設計労務単価 ・業務委託契約については、区に勤務する臨時職員の賃金単価、及び類似職種に従事する区職員の初任給の賃金単価等 ・労働報酬の下限額については、労働報酬審議会の答申を踏まえ定めること ・労働報酬の下限額を定めたときは告示すること
<p>受注者等が遵守すべき 事項</p>	<p>条例が適用される契約における受注者などが遵守すべき事項について、以下のような内容を定めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働報酬の下限額以上の賃金の支払い ・受注者と受注関係者（下請業者等）との労働報酬の下限額以上の賃金支払の連帯責任 ・労働報酬台帳の作成及び区への提出 ・労働報酬の下限額等の労働者への周知
<p>労働者等の申し出</p>	<p>労働者等に定められた賃金が支払われない場合などにおいて、条例の適用業務に従事する労働者等を救済する措置を定めます。</p>
<p>不利益取扱いの禁止</p>	<p>事業者は、労働者等が前項の申し出を行ったことを理由に、解雇、請負契約の解除、その他の不利益な取扱いをしてはならないことを定めます。</p>

報告等及び立入調査	<p>条例の実効性を確保するために次のような内容を定めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者等に対して、必要な報告又は資料の提出を求める。 ・区の職員が事業場等に立ち入り、書類の閲覧等の調査を行う。 	
是正措置	<p>前項の報告及び立入調査の結果、受注者等に違反行為があった場合に、必要な措置として次のような内容を定めます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・是正命令 → 速やかに当該違反行為を是正するために必要な措置を講ずることを命じること。 ・是正報告 → 是正命令を受けた場合は、速やかに措置を講じ、区が定める期日までに、区に報告しなければならないこと。 	
罰則等 (※) P16 参照	契約解除	受注者や受注関係者から報告がなされない際は契約解除を行うなどの定めをする場合には、これに関する事項を設けます。
	損害賠償・ 違約金	受注者が条例違反した際は損害賠償・違約金の請求を行うなどの定めをする場合には、これに関する事項を設けます。
	指名停止	契約解除に合わせて指名停止を行うなどの定めをする場合には、これに関する事項を設けます。
	公表	契約解除や指定管理協定の取り消しについて公表を行うなどの定めをする場合には、これに関する事項を設けます。
労働報酬審議会 (※) P19 参照	労働報酬の下限額等条例に関する重要事項を審議するための組織体を設置します。	
その他	<p>その他必要な事項を定めます。また、区が進めてきた施策に関することも規定していきます。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内業者の下請活用など 	

3 条例の内容に係る主な論点について

「適正な労働条件の確保」を目指す条例の趣旨からすれば、区の発注するすべての契約などについて条例適用の対象とするという考え方もありますが、事業者の負担などを考慮すると、当初は一定の範囲にとどめ、今後生じる課題について解決を図りながら、順次制度の見直しを検討していく方がより現実的な進め方と考えられます。

条例で規定することを検討する項目のうち、以下の4項目に関しては、他自治体でも規定内容が異なり、判断が分かれる点です。今後、例示した内容などを踏まえ、検討してまいります。

(1) 適用対象となる契約等の範囲

【 契 約 】

考え方のポイント

条例の目的である労働環境の整備の観点から、契約金額の中で人件費の占める割合が高い工事請負契約及び業務委託契約を適用契約の範囲とすることが想定されます。

(工事契約)

区が発注した工事請負契約における平成27年度の総件数は272件、契約金額総額は約26億円に上ります。すべての契約を条例の対象とし、契約に従事する者の賃金等を確認することは、事業者や区においても対応が困難と想定されることから、当初は、予定価格で一定額以上のものを対象とすることが考えられます。

<参考> 予定価格別に整理すると、以下のとおりとなります。(27年度実績)

予定価格	件数
1億円 以上	1件
7千万円 以上	3件
5千万円 以上	5件
3千万円 以上	22件

<参考> 条例制定自治体4区の状況については以下のとおりです。

	内 容
渋谷区	・ 予定価格1億円以上の工事請負契約 ・ 区長が特に必要であると認める工事請負契約
足立区	予定価格1億8千万円以上の工事又は製造の請負契約
千代田区	予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約
世田谷区	予定価格3千万円以上の工事請負契約

(業務委託契約)

ア 業務委託契約については、その契約内容は多種にわたります。区が発注した業務委託契約における平成27年度の総件数は975件、契約金額総額は約64億円に上ります。すべての契約を条例の対象とし、契約に従事する者の賃金等を確認することは、事業者や区においても対応が困難と想定されることから、当初は、一定の業種・種目の業務として、契約金額のうち人件費の占める割合が高いと思われる業種で、比較的、非正規労働者の割合が高いと思われる業種に絞り対象とすることが考えられます。

イ 資格を有することが求められるものや比較的高度な経験などが求められる業種(業務)は、現在でも相対的に高い報酬を受けていることなどから、対象より除くことが想定されます。

*対象から除く業種(業務)の例

「情報処理業務」、「設計・測量業務」、「健康診断・予防接種業務」

「情報処理業務」を除く理由としては、構築業務委託にあるように情報処理技術者がかかわる部分が大部分を占め、人件費の積算根拠に出張費等も考慮されている場合が多いためです。

「設計・測量業務」、「健康診断・予防接種業務」を除く理由としては、建築士、土地家屋調査士、医師等の資格を有する者が従事しないと履行の確保が困難なためです。

ウ 適用対象となる契約等の範囲の考え方として、予定価格で区切る方法と、業務内容で区切る方法が考えられます。検討に当たっては、以下の点を考慮しながら判断する必要があります。

(予定価格で区切る場合)

業務が類似しているにもかかわらず、条例の適用を受けるものと、受けないものが発生します。

(業務内容で区切る場合)

予定価格で区切ることをしなければ、対象となる件数がたいへん多くなります。

(一定金額以上の予定価格、かつ業務内容で区切る場合)

一定金額以上の予定価格で、かつ業務内容で区切る際には、設定した「一定金額以上の予定価格」について、区が発注する案件の実績や特性と合うものになっているかどうかの点を考慮する必要があります。

さらに上記アで述べたように、契約金額のうち人件費の占める割合が高いと思われる業種で、比較的、非正規労働者の割合が高いと思われる業種に絞って対象とすることなども考慮する必要があります。

<参考> 予定価格別に整理すると、以下のとおりとなります。

(27年度実績：予定価格3千万円以上の案件のみ)

予定価格	件数
1億円 以上	9件
7千万円 以上	12件
5千万円 以上	20件
3千万円 以上	25件

<参考> 業務内容で分類すると、以下のとおりとなります。

(27年度実績：予定価格3千万円以上の案件のみ)

業種(業務内容)	件数
施設総合管理業務	12件
受付・案内業務	3件
警備・受付等業務	1件
給食調理業務	9件
合計	25件

<参考> 条例制定自治体4区の状況については以下のとおりです。

	内 容
渋谷区	<p>予定価格1千万円以上の次に掲げる業務委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の清掃業務 ・保育施設運営業務 ・給食調理業務
足立区	<p>予定価格9千万円以上の次に掲げる業務委託契約 (ただし、指定管理者による管理を行わないものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎その他施設における設備又は機器運転又は管理業務 ・庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内業務 ・その他、区長が適当と認めた契約
千代田区	<p>予定価格3千万円以上の次に掲げる業務委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理業務 ・給食調理業務 ・警備、車両運行業務 ・清掃業務 ・廃棄物、資源等回収業務 ・窓口、管理業務
世田谷区	<p>(労働報酬の下限額の適用を受けるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約以外の契約(不動産、賃貸借を除く)のうち、予定価格2千万円以上のもの <p>(労働条件等が適正であることを確認する帳票の提出が必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格50万円以上のもの ・指定管理者の業務に係る協定にあたっては0円以上のもの

条例に規定する場合の例

* 具体例として、次のようなものが挙げられます。

例1	工事請負契約：予定価格7千万円以上 業務委託契約：予定価格7千万円以上
例2	工事請負契約：予定価格5千万円以上 業務委託契約：予定価格5千万円以上
例3	工事請負契約：予定価格3千万円以上 業務委託契約：予定価格3千万円以上
例4	工事請負契約：予定価格5千万円以上 業務委託契約：予定価格3千万円以上、かつ「業種」(※) により対象とする (※) 委託業務の性質、他の自治体の事例から、 例えば以下の業務を対象とすることが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設総合管理業務 ・ 受付・案内業務 ・ 警備・受付等業務 ・ 給食調理業務

【 指 定 管 理 】

考え方のポイント

- ア 指定管理に係る協定については、現在のところ合計で55件あります。これらの中から対象案件を検討することとなります。
- イ 対象となる案件を決定する方法として、指定管理協定の事業費(金額)で区切るか、公の施設の管理ごとに整理し、比較的大規模となる公の施設を対象とする方法などが考えられます。

- ウ 協定の事業費で区切ると、同じ用途の公の施設にもかかわらず、対象となるものと、ならないものに分かれ、管理する事業者間で違いが生じます。公の施設の管理ごとに（用途を同じくする施設ごとに）適用契約の範囲を決めていくときには、さらにその対象をどのように整理するかを考えなければなりません。

<参考> 区の指定管理者の指定状況の内訳については以下のとおりです。

種別	件数
体育施設（体育館、プール等）	6件
文化施設（ホール、美術館）	2件
高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム等）	5件
障害者福祉施設（福祉工房等）	6件
保育園	3件
住区会議室	24件
上記以外（自転車駐輪場、区営住宅など）	9件
計	55件

（“指定管理者の指定状況（平成28年5月16日現在）”より）

条例に規定する場合の例

* 具体例として、次のようなものが挙げられます。

例1	「協定の事業費」で分ける方法
例2	「公の施設」で分ける方法

<参考> 条例制定自治体4区の状況については以下のとおりです。

	内 容
渋谷区	以下の「公の施設」を管理する指定管理者との協定のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷公会堂 ・特別養護老人ホーム ・高齢者在宅サービスセンター 指定管理者が締結する予定価格1千万円以上の（施設等の清掃業務）及び（給食調理業務）
足立区	以下の「公の施設」を管理する指定管理者との協定 <ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 ・都市農業公園、花畑公園桜花亭、元湊江公園・生物園 ・生涯学習センター ・地域学習センター ・区立図書館 ・地域体育館 ・総合スポーツセンター ・温水プール（東綾瀬公園、竹の塚、千住本町小学校） ・文化芸術劇場 ・西新井文化センター ・こども未来創造館
千代田区	「公の施設」に係る条例に規定する全ての指定管理者との協定
世田谷区	指定管理者の業務に係る協定のうち、予定価格2千万円以上のもの

(2) 適用される労働者等の範囲

考え方のポイント

- ア 受注関係者に雇用されている者を適用される労働者の範囲とすることにより、下請又は再委託事業者へのしわ寄せ防止が図られるとともに、下請又は再委託事業者の労働環境の改善に繋がります。
- イ 区が発注する同一業務に従事する者の範囲を広くすることで、現場全体における労働環境の改善が図られ、業務の質の向上が期待できます。
- ウ 条例が適用される労働者の範囲が広がることで、労働報酬台帳の作成及び区への提出に係る事業者の事務負担が増えることとなります。具体的には、受注関係者に雇用されている者を対象とすることで、その者に支払われる労働報酬額について元請事業者である受注者は、その分を労働報酬台帳に記載して区に提出しなければならなくなります。

条例に規定する場合の例

* 具体例として、次のようなものが挙げられます。

例1	受注者に雇用されている者
例2	～例1に加えて、次の事項～ 下請事業者等に雇用されている者 労働者派遣法により派遣されている者
例3	～例2に加えて、次の事項～ 一人親方

<参考> 条例制定自治体4区の状況については以下のとおりです。

	内 容
渋谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者又は受注関係者に雇用され、条例の対象契約に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態は問わず） ・労働者派遣法の規定により、条例の対象契約に係る業務に派遣される者 ・一人親方
足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者又は受注関係者（又は指定管理者）に雇用され、条例の対象契約に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態は問わず） ・労働者派遣法の規定により、条例の対象契約に係る業務に派遣される者 ・一人親方 ・指定管理者が締結する公の施設の管理のうち、毎週1時間以上行われる業務に従事する者
千代田区	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者又は受注関係者に雇用され、条例の対象契約に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態は問わず） ・労働者派遣法の規定により、条例の対象契約に係る業務に派遣される者 ・一人親方
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者又は受注関係者に雇用される者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態は問わず） ・労働者派遣法の規定により、区の業務に派遣される者 ・一人親方

(3) 罰則等

考え方のポイント

- ア 条例の実効性を確保し、条例が定める規定を遵守していただけない事業者に対して、一定の拘束力が必要なため、条例に規定するものです。
- イ 現在、契約条項において、契約解除、損害賠償請求の定めがありますが、契約解除したことを公表する規定はありません。

条例に規定する場合の例

* 具体例として、次のようなものが挙げられます。

例1	<p>○次のいずれかに該当するときは、契約を解除、又は指定管理協定の取り消し、業務の停止をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・受注者から報告がされないとき・受注者からの報告が虚偽であったとき・受注者が調査を拒んだとき・受注者が調査に協力しなかったとき・受注者が是正措置の命令に従わないとき・受注者からの是正報告がされないとき・受注者からの是正報告が虚偽であったとき <p>○受注者は、契約の解除によって、区に損害を与えたときは、その損害を賠償することができる。また、区は違約金を請求することができる。</p>
例2	<p>～例1に加えて、次の事項～</p> <p>○区が契約を解除したときは、その旨を公表することができる。</p>
例3	<p>～例2に加えて、次の事項～</p> <p>○区が契約を解除したときは、目黒区競争入札参加者指名停止措置基準に基づき、指名停止措置を行うことができる。</p>

<参考> 条例制定自治体4区の状況については以下のとおりです。

*世田谷区においては、罰則等の定めはありません。

事項	渋谷区	足立区	千代田区	世田谷区
契約解除	○	○	○	
	<p>(契約解除ができる事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告をしない、虚偽の報告をした場合 ・立入調査を拒否、質問に虚偽の答弁をした場合 ・是正命令に従わない、また報告をしない、虚偽の報告をした場合 ・入札の指名停止(指名停止措置要綱など、他の規定に基づくもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記と同じ <p>※さらに、指定管理協定の取消し及び業務の停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記と同じ <p>※さらに、指定管理協定の取消し</p>	
損害賠償 違約金の徴収	○	○	○	
	<p>(損害賠償ができる事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約解除によって区に損害が生じた場合に受注者が賠償を行う 	<p>(損害賠償ができる事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約解除、指定の取消し、業務の停止を受けたことによる受注者の負担について、区は責任を負わない 	<p>(損害賠償ができる事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約解除、指定管理協定の取消しによって区に損害が生じた場合に受注者が賠償を行う(区は責任を負わない) 	

事項	渋谷区	足立区	千代田区	世田谷区
損害賠償 違約金の徴収 (続き)	○ (違約金の徴収ができる事項) ・受注者が条例違反した場合	○ (違約金の徴収ができる事項) ・契約解除した場合	○ (違約金の徴収ができる事項) ・受注者が契約及び協定に違反した場合	
	○ ・契約解除した場合	○ ・契約解除、指定の取り消し、業務の停止を命令した場合、又は公契約終了後に条例違反が判明した場合	○ 規定なし	

(4) 労働報酬審議会

考え方のポイント

- ア 労働報酬の下限額その他重要事項について調査審議するために、設置する組織です。
- イ 審議会の構成、定員、任期を定めることとなります。特に、構成について学識経験者のみによる構成とするか、または事業者・労働団体の代表者等が参画した構成とするかに分かれます。

条例に規定する場合の例

* 具体例として、次のようなものが挙げられます。

例1	(構成) 審議会の委員は、 <u>学識経験者のみで構成</u> する。
例2	(構成) 審議会の委員は、 <u>学識経験者、事業者及び労働者の団体から推薦を受けた者で構成</u> する。

<参考> 条例制定自治体4区の状況については以下のとおりです。

	渋谷区	足立区	千代田区	世田谷区
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者 ・労働者 ・学識経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者 ・労働者 ・学識経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者 ・労働者 ・学識経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・事業者 ・労働者団体 ・区内に住所、勤務先又は通学先を有する者 ・関係行政機関の職員

4 条例制定に係る課題について

条例の制定にあたっては、事業者及び区において新たに対応すべき事柄や負担が様々生じてきますので、そうした課題を踏まえながら条例の内容を検討していくことが求められます。

【事業者の対応など】

- ① 労働者に対して、労働報酬の下限額以上の賃金の支払いを行うことになり、事業者の負担が増える可能性があります。
- ② 条例で定められた労働報酬台帳について、契約履行中にわたり、毎月、労働者ごとに作成し区に提出する必要があるため、事務の増加につながります。

＜概算データ＞ 1 案件における労働報酬台帳上の労働者数

例：（委託）設備機器管理業務（大規模施設）

設備管理人	約20人（1月あたり）
-------	-------------

【区の対応など】

- ① 契約案件について条例の適用対象となった場合、落札率などが上がる可能性があります。その結果、契約落差金の減少などにより、財源への影響が大きくなる場合には、他の事務事業とのバランス等を考慮する必要性が生じてきます。
- ② 新たな制度の発足にあたって、必要な事務処理を行うことは区として当然のことですが、それがあまりに過大となる場合などには対応が困難になってまいりますので、適度な事務量ということも考えていく必要があります。

むすびに

関係者からご意見を伺うため、これまでの検討の概要を整理した内容は以上のとおりです。

まだ詳細を決める検討に至ってはおりませんが、この段階でより多くのご意見をいただければ誠に幸いです。

区としては、皆様からいただいた声を踏まえながら、条例骨子案の検討（まとまった段階で別途パブリックコメントを行います。）を進めてまいりますので、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

条例制定までのスケジュール（予定）

平成29年	2月下旬～3月	関係団体等への意見聴取実施
	6月	条例骨子案策定
	7月	パブリックコメント実施
	11月	区議会定例会に条例案提出
平成30年度中		条例施行

公契約条例制定の検討について<中間のまとめ> 回答用紙

貴事業者名 (または貴団体名)	
ご担当者名	
ご連絡先	

※ 書ききれない場合は、お手数ですが、別紙により作成いただき、合わせてご提出ください。
(様式は自由です。)

- ① <中間のまとめ>について、全般にわたるご意見がございましたら、こちらへお願いします。

(意見記入欄)

- ② 「1 条例制定に係る基本的な考え方について」をご参照の上、ご意見をお願いします。

(意見記入欄)

- ③ 「2 条例で規定することを検討する項目とその内容について」をご参照の上、ご意見をお願いします。

(意見記入欄)

- ④ 「3 条例の内容に係る主な論点について」をご参照の上、ご意見を申し上げます。

(意見記入欄)

- ⑤ 「4 条例制定に係る課題について」をご参照の上、ご意見を申し上げます。

(意見記入欄)

- ⑥ その他、条例の検討に当たってのご意見がございましたら、こちらへお願いします。

(意見記入欄)

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。